

第 5683 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月 3日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 振替納税できなかった場合

Q：個人の確定申告は無事に終わりましたが、振替納税を忘れるとペナルティがあるとか。どのようになっているのですか？

A：延滞税がかかりますので注意してください。

【解説】

個人の所得税や消費税の納税を、便利ということで振替納税にしておられる人も多いと思いますが期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかりますので注意が必要です。

平成28年分の振替日は、次のようになっています。

- ・所得税及び復興特別所得税
平成29年4月20日
- ・消費税
平成29年4月25日

もし、期限内に納付できなかった場合は、金融機関か所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意されています。

延滞税の割合は、次のとおりです。

- ①納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.7%の割合
- ②納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年9.0%の割合

